

平成26年度 建設コンサルタント業務の手続き等の改訂について

〈建築関係建設コンサルタント業務〉

中部地方整備局

【本資料は改訂の基本的な内容を示した資料であり、個別の業務に関しては必ず入札公告文・入札説明書等を確認願います。】

【対象：建築関係建設コンサルタント業務】

2) 建築関係建設コンサルタント業務

平成26年4月版 ガイドライン改定の方針

■＜関係通知＞等による改定

改定のポイント

- WTO適用金額の改定
- 建築関係の建設コンサルタント「業務成績相互利用対象機関」の追加
- 「配置予定技術者の資格に関する要件」における資格の追加

主な内容

①「業務成績相互利用対象機関」の追加

従来の「最高裁判所」、「内閣府沖縄総合事務局」、「環境省」、「防衛省（地方防衛局・地方防衛支局）」、「国土交通省」に、新たに「参議院」、「法務省」、「防衛省（装備施設本部）」を追加

②「配置予定技術者の資格に関する要件」における資格の追加

従来の「一級建築士」、「建築設備士」等に、新たに「設備設計一級建築士」、「構造設計一級建築士」を追加

2) 建築関係建設コンサルタント業務

契約方式: プロポーザル方式、総合評価落札方式

評価項目: 技術力(成績評価)

・業務成績の相互利用対象機関の追加

＜改訂趣旨＞

平成24年3月8日付け国官技第328号・国営整第220号、「建築関係の建設コンサルタント業務の成績評定結果の相互利用対象機関等について」より、プロポーザル方式及び総合評価方式においては表「業務成績の相互利用機関と適応対象」による成績評価で行うことになっているが、平成25年11月25日付け国官技第179号・国営整第143号により相互利用対象機関の追加があった。

相互利用の対象機関の追加又は対象機関の変更があった場合は入札公告時の業務説明書に時点修正を行い記載することになっている。

2) 建築関係建設コンサルタント業務

業務成績相互利用対象機関の追加

H25. 12. 2時点

発注機関または業務発注担当部局等		相互利用の適用対象 (※1)
参議院	・管理部営繕課、電気施設課	平成25年4月1日以降に契約を締結した建築関係の業務(設計、設計意図伝達、診断)の成績
最高裁判所	・最高裁判所 ・高等裁判所	平成23年4月1日以降に契約を締結した建築関係の業務(設計、設計意図伝達、診断)の成績
内閣府沖縄総合事務局	・開発建設部 (但し、調査職員が営繕課又は営繕監督保全室の職員であったもの)	平成19年4月1日以降に契約履行が完了した建築関係の業務(設計、設計意図伝達、診断)の成績
	・開発建設部(但し、河川、道路、公園事業に係る営繕に限る)	平成24年4月1日以降に契約を締結した建築関係の業務(設計、設計意図伝達、診断)の成績
法務省	・所管各庁(除く、法務総合研究所、公安審査委員会、公安調査事務所、公安庁研修所)	平成25年4月1日以降に入札公告等を行った建築関係の業務(設計、設計意図伝達、診断)の成績
環境省	・自然環境局 ・国民公園等管理事務所 ・地方環境事務所 ・都道府県の自然公園等事業担当部(局) (環境省から施行委任したものに限る)	平成23年4月1日以降に契約を締結した建築関係の業務(設計、設計意図伝達、診断)の成績
防衛省	・装備施設本部 ・地方防衛局 ・地方防衛支局	平成24年4月1日以降に契約を締結した建築関係の業務(設計、設計意図伝達、診断)の成績
国土交通省	・大臣官房官庁営繕部 ・地方整備局営繕部(※2) ・地方整備局営繕事務所 ・北海道開発局営繕部	平成19年4月1日以降に契約履行が完了した建築関係の業務(設計、設計意図伝達、診断)の成績
	・地方整備局河川部 ・地方整備局道路部 ・地方整備局河川国道事務所等(※3) (但し、河川、道路、公園事業に係る営繕に限る) ・北海道開発局開発建築部(但し、治水、道路、港湾整備、水産基盤整備、農業農村整備、空港整備及び国営公園事業に係る営繕に限る)	平成24年4月1日以降に契約を締結した建築関係の業務(設計、設計意図伝達、診断)の成績

※1 各発注機関が成績評定の対象とした業務に限る。
※2 筑波研究学園都市施設管理官による分任官契約分を含む(関東)
※3 「河川国道事務所等」とは
河川国道事務所、砂防国道事務所、復興事務所、河川事務所、砂防事務所、ダム砂防事務所、ダム工事事務所、水質管理所、総合開発工事事務所、総合開発調査事務所、導水工事事務所、国道事務所、道路調査事務所、公園事務所、技術事務所、調査事務所、ダム統合管理事務所、広域ダム管理事務所及びダム管理所をいう。